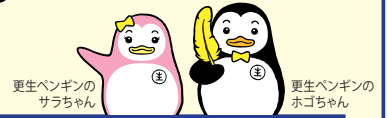


人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

令和6年
1月 Vol.15



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

新たな取り組み

「市原青年矯正センター」の開庁について

市原青年矯正センター長

合田 直之



このたび「支援の絆」に拙稿を掲載させていただく機会をいただき誠にありがとうございます。今後、認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構の皆様には色々とお世話になることと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、「市原青年矯正センター」は、昭和60年から38年間にわたり運営されていた少年院「市原学園」の土地と建物をほぼそのまま利用した、全国初の少年院転用型の刑事施設として令和5年4月に設立されました。発達障害や知的障害を有する者等、発達上の課題を持つ、犯罪傾向が進んでいない、入所時におおむね26歳未満の若年受刑者を収容し、半開放的な少年院の施設構造や少年院の矯正教育の知見を活かして、各種の処遇を实践する施設となります。



市原青年矯正センター

これら各種処遇を实践するに際しては、当センター職員のみではなく、障害者福祉や精神医療等に関する外部機関、専門家の皆様の協力もいただきながら、各種プログラムを实践していくことになります。また、作業療法士によるアセスメントや本人の特性等を踏まえながら、日本語ワープロ検定、ビジネス実務マナー検定、ビルクリーニング技能士等の資格取得が可能な体制を整えています。

もちろん資格取得が就労先確保に直接結びつくとは限りませんが、資格取得の過程を通じて得られる種々の学びも社会復帰した後の職業生活に資するものになると思います。

当センターは刑事施設ですが、刑務官のみならず、教育専門官、調査専門官、福祉専門官、就労支援専門官、作業専門官、医師、看護師がそれぞれの専門性を活かしながら高密度で連携し、処遇の全期間を通じて、個々のセンター生（当センターの被収容者の総称として、このように呼んでいます。）に関わっていくことになります。令和7年6月に予定されている拘禁刑の導入により、これまで以上に個々の受刑者の改善更生・社会復帰を見据えた処遇が重要になってきますが、当センターの処遇はまさに拘禁刑導入のコンセプトと同期しているものと言えると思います。

さらに、当センターでの処遇状況や社会復帰後に想定される課題等を整理した上で、更生保護関係者を始めとして、個々のセンター生が今後、関わるであろうと思われる方々を交えて、センター生の将来について話し合う検討会を実施することとしています。就労先を確保することは言うまでもありません。このような観点から、貴機構や協力雇用主の皆様にもセンター生の将来を考える検討会に御参加をお願いすることもあると思います。その際にはお力添えをいただきたく、御協力の程よろしくお願いいたします。

当センターは令和5年11月に収容を開始しました。当センターの歴史は始まったばかりです。前身の市原学園における若者の改善更生の精神を引き継ぎ、当センターに課せられた役割をしっかりと果たして参りたいと思います。末永い御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



特集

令和5年度 協力雇用主情報交換会・協力雇用主研修会

(主催：千葉保護観察所・千葉県更生保護就労支援事業所)

当機構が法務省から受託している「更生保護就労支援事業」の一環として、千葉保護観察所に登録されている協力雇用主向けの「情報交換会」と「研修会」を開催しました。

◆ 令和5年度 協力雇用主情報交換会

令和5年7月14日、千葉県更生保護センターにて千葉保護観察所の高尾首席保護観察官ご同席のもと、昨年度支援対象者を雇用された協力雇用主のうち8社にお集まりいただき情報交換会を開催しました。



雇用主の皆様からは支援対象者を雇用した感想、本人との接し方や受入体制の工夫など、実際に雇用してみないとわからない貴重なお話や、更生保護に対する熱い思いを伺いました。

具体的事例として、以下のようなお話がありました。

- ・就労経験の少ない対象者には、すぐに仕事を教えるよりも、第一に会社に毎日出勤することを促すようにしている。
- ・会社の間人関係がうまくいかないと、自分は阻害されていると勝手に判断して以前の仲間との関係に戻ってしまうことがあるため、保護司と連絡しつつ対応している。
- ・社員寮を用意したり、ハローワークの専用求人積極的に活用したりすることで、数多くの刑余者を採用している。
- ・再犯を繰り返すことの多い薬物依存症の支援対象者に対して、医療機関と連携して未然防止対策を図っている。

また、保護観察所や当機構へのご要望を伺う中で、実際に対象者を雇用している雇用主の皆様が、保護観察所、保護司、就労支援事業所との一層の連携が必要との考えをお持ちであることがわかりました。また更生保護に積極的な協力雇用主同士による情報交換の必要性も改めて実感しました。当機構ではこの数年、地区協力雇用主会の再活性化に向けた活動を展開しておりますが、今後もより一層注力してまいります。

情報交換会に先立って実施したアンケート結果の概要は以下のとおりでした。

情報交換会とアンケートの概要

■ 設問 刑余者を採用して困ったことは何ですか (抜粋)

- ・すぐに辞めてしまう ・無断欠勤 ・住居の確保
- ・一部職員にしか事情を知らせなかったため、フォローが難しかった

■ 設問 長く就労してもらうための工夫は何かしていますか (抜粋)

- ・何事も相談しやすい環境を作る ・特に気にかけて、声かけするようにしている
- ・悩み事や相談事がある場合は、一緒に考えてある程度の答えを出せるよう導いてあげる

■ 設問 対象者を雇用した感想 (抜粋)

- ・誠実に仕事に取り組んでくれて助かっている。心配、不安要素が出てコミュニケーションを取ることで前向きに解決していければ良いと思っている
- ・仮釈放が終わると辞める人が多い ・我慢強さが少ない者が多く、離職率が高い

■ 設問 保護観察所、就労支援事業所への要望 (抜粋)

- ・保護司との関係が面接時のみなので、もっと観察所、保護司、雇用主が連携して対象者の自立にあたるべき。保護司が変わる時の引き継ぎもしっかりやってもらいたい。



◆ 令和5年度協力雇用主研修会

全協力雇用主を対象とした「協力雇用主研修会」は、今年も引き続き千葉と市川の2会場で開催しました。

千葉会場 令和5年10月25日 千葉市生涯学習センター 参加者43社(46名)

市川会場 令和5年11月2日 市川市文化会館 参加者34社(36名)

研修会カリキュラム

○ 講演

1. 「保護観察所が行う就労支援～協力雇用主に対する支援制度について～」 千葉保護観察所
2. 「コレワークの利用方法について」 東京矯正管区矯正就労支援情報センター室

○ 雇用事例発表 千葉会場、市川会場とも協力雇用主1社

○ 就労支援活動状況について 千葉県更生保護就労支援事業所

■ 講演1 「保護観察所が行う就労支援～協力雇用主に対する支援制度について～」

千葉保護観察所の高尾正義首席保護観察官より、支援対象者の雇用にあたって協力雇用主に対して用意されている制度や、雇用までのステップ、雇用後の接し方のポイント等を解説していただきました。

雇用後の接し方については、出所後の対象者は二度と再犯はしないと決意しているので、雇用主としては更生意欲を高める働きかけや職業人としてのキャリアアップを図っていく中で信頼関係を構築していくことが大切であること、そのためには前職からのブランクや家族や社会からの疎遠・孤立、生育歴や就労経験の乏しさによる就労上の困難性といった、本人の課題を理解しながら責任感や生活規律を教えることや成功体験の積み上げで就労意欲を高めていくことが必要とのお話しなどがありました。

協力雇用主に対する支援制度や、雇用までのステップ、問題発生時の相談先などは、当機構が発行している「協力雇用主ハンドブック」に記載してありますので、そちらもご活用ください。



■ 講演2 「コレワークの利用方法について」

東京矯正管区矯正就労支援情報センター室の南部和彦室長より、再犯防止の観点から、受刑者や在院者の雇用を希望している事業主の支援を目的として法務省により設置されている「コレワーク」の活動内容や実績、活用方法等について解説していただきました。

コレワークは平成28年から運用が開始され、3つのサービスを展開しています。

「雇用情報提供サービス」「採用手続支援サービス」「就労支店相談サービス」

このうちの「雇用情報提供サービス」を利用すると、コレワークが管理する全国の受刑者・在院者の資格や職歴、帰住予定地などの情報の中から、雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設が紹介され、それを元にハローワークに「受刑者等専用求人」を提出することで矯正施設入所中の人への効率的なアプローチが可能となります。運用開始時は年間250件ほどだった相談件数も、人手不足の影響もあって令和4年度には10倍以上の約3千件に増加、「受刑者等専用求人」は約7万9千件のぼっているとのことでした。このほかにも、施設の見学や、施設内での受刑者等を対象とした企業説明会も実施可能とのことでしたので、関心のある方は一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。

問い合わせ先 コレワーク関東 0120-29-5089



■ 雇用事例の発表

協力雇用主からの事例の発表では、株式会社匠工務店 代表取締役 日高正一郎様より、身元引受の際に実際に行われた弁護士とのやりとりを再現していただいたり(千葉会場)、株式会社出口工業 代表取締役 出口剛様より、少年院に訪問して行われた面談の様子をお話いただいたり(市川会場)と、生々しい体験談を交えての発表があり、参加者は熱心に聞き入っていました。

研修会の受講者アンケートでは「大変満足」「満足」とお答えいただいた方が9割以上にのぼりました。また、取り上げてほしいテーマもたくさんいただきました。今後も皆様のご要望に添えるよう研修会を企画して参ります。



◆ 令和5年度 新規登録協力雇用主研修会

令和5年11月16日、「市原刑務所」及び11月から受け入れを開始したばかりの「市原青年矯正センター」で、新規に協力雇用主に登録された事業者向けの「新規登録協力雇用主研修会」を開催しました。市原刑務所では受刑者の刑務作業のひとつである「シイタケ栽培」を見学。受刑者の真剣な作業態度やその手際の良さを見て参加者は感心していました。次にマイクロバスで市原青年矯正センターへ移動し視察。同センターは、旧市原学園（少年院）の施設と設備を転用して、知的障害、情緒障害、若しくは発達障害などがある若年受刑者の男性を対象に、少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用し、個人の特性に応じたきめ細かな処遇を行う全国初の施設です。残念ながら実際の作業や職業訓練、改善指導、教科指導の現場を見学できませんでしたが、参加者は受刑者が出所後に自立した社会生活を営むことができるよう考えられた、「半開放寮」による開放的で自由度の高い施設に興味深く視察していました。



「市原地区更生保護協力雇用主会」が設立されました

令和5年12月20日、会員数10社の「市原地区更生保護協力雇用主会」が設立されました。現在活動中の松戸、柏、野田、鎌ヶ谷、市川浦安、旭、稲毛に次いで県内8番目の組織として活性化すべく活動を開始いたします。当機構も今後の活動に積極的に協力してまいります。

皆様、こんにちは 昨年12月20日、市原地区更生保護協力雇用主会を設立することができました。これも会員になられた雇用主の方々のご協力の賜物です。

私達の会では、服役を終えた人達が希望をもって社会復帰が出来るよう寄り添い手助けをして参りたいと存じます。人生を諦めること無く、安定した社会生活が送れる様に導き、明るい社会を作るお役に立てたら嬉しく思います。初の試みとなりますゆえ、皆様のお力添えを賜りたく存じます。

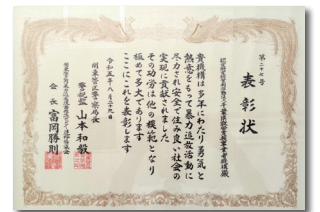
どうぞご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

市原地区更生保護協力雇用主会 会長 笠原貞子



当機構が表彰を受けました

令和5年8月29日、当機構は、関東管区警察局ならびに関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会より「表彰状」を頂きました。これは当機構が目指している更生保護・就労支援活動を通じて、刑余者の再犯防止に寄与したとして頂いたものです。



新規会員のご紹介



令和5年7月以降の新規会員をご紹介します。（順不同、敬称略）

二種会員 (一般の事業者)	株式会社共栄土地	ケーヨー興産株式会社	株式会社仁和運送
	株式会社 LINER 広告社	有限会社東葉産業	盈泰ジャパン株式会社
賛助会員 (事業の推進に協力する会員)	株株株式会社建築サポート	株式会社グランバー東京ラスク	株式会社北辰水産
	株式会社都市建物	株式会社ビー・フリー	有限会社富澤工業
	寺嶋地所株式会社	有限会社南武興業	イマゼン株式会社
	D.P.P 株式会社	株式会社 imayama	有限会社サンエース
	株式会社グローバリー	株式会社レイヴェル	合同会社かぶちゃんず

令和5年12月31日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	195	三種会員	18	四種会員	36	賛助会員	113	合計	368
------	---	------	-----	------	----	------	----	------	-----	----	-----